

論文集掲載用の抄録作成の注意事項について

第 19 回日本医療情報学会看護学術大会事務局

- 大会ホームページ (<http://www.jami-ni-kochi2018.com>) に掲載されている抄録のテンプレートを用いて、偶数ページ（※最大 4 ページまで）で作成してください。印刷の都合上、1 ページまたは 3 ページでの作成はご遠慮ください。
- 印刷に支障を来しますので、余白を変えないでください。また、ヘッダー・フッター欄には何も入力しないでください。
- フォントや文字の大きさはテンプレートに合わせてください。
- 文献の書き方は、下記の例やテンプレートおよび記入例を参考にしてください。
例 1) 多仲浩志. 医学・生物学における数学論理. 医療情報学 2008 ; 28:5, 13-26.
例 2) 桂太郎. 医療情報の標準化. 新版医療情報「医療情報システム編」, 篠原出版新社, 2009: 224-40

より詳しい記載方法は、日本医療情報学会の学会誌「医療情報学」の投稿規程 (<http://jami.jp/document/doc/tokokiteiNew.pdf>) をご参照ください。
- 本大会の抄録には、英文で記載する箇所はありません。題名・氏名・所属等についても英文は不要です。(図表の説明についても、英文表記はご遠慮ください。)
- 句読点の指定はしませんので、「。」および「、」を使うことができます。(学会誌「医療情報学」では「.」および「,」を使用していますが、本大会抄録では、これを緩和しています。)
- 論文における研究倫理、個人情報の保護、利益相反については、日本医療情報学会の学会誌「医療情報学」の投稿規程を準用します。要点は、下記のとおりです。
 - 1) 研究倫理
 - ・ 事実に基づかないデータを故意に作り出したり、データなどを根拠なく書き換えたり、他人から得たデータや知見を許可なく自身の得たものとして記載してはならない。
 - ・ 自らの所属する機関などで定める倫理規程を犯してはならない。
 - ※補足：文部科学省や厚生労働省が定める「疫学研究に関する倫理指針」等では、必ずしも全ての研究に倫理審査を要求していません。よって、この場合の倫理審査の要否は病院や大学の規程に委ねられることとなります。各機関の規程により倫理審査の対象となる研究については「倫理審査を受けた」旨を論文に記載する必要がありますが、それ以外の研究では特に倫理審査に関する事項を論文中に記載する必要はありません。
 - 2) 個人情報の保護
 - ・ 個人情報保護の観点から、たとえ学術論文であっても容易に個人が特定されないように、症例等の記載については十分に配慮しなければならない。

3) 利益相反

- ・研究に関して資金提供、雇用関係などによる利益相反がある場合には、関係した営利目的の企業・団体名を明記する。

(例) 本研究に関する費用は(企業名・団体名)が(一部)負担した。

1) ~3) についての詳細は、学会誌「医療情報学」の投稿規程をご参照ください。

ご不明な点やご質問等がございましたら、大会事務局 (jamini2018@chikamori.com) 宛にメールでご連絡ください。